

令和6年度 市・県民税の申告について

令和6年1月1日現在で南城市にお住まいの方は、令和5年1月1日から令和5年12月31日までの1年間の収入等について、**申告期限（令和6年3月15日）**までに南城市へ申告書を提出してください。

●申告期限までに申告がない場合

- 様々な行政サービス（公営住宅入居、就学援助、保育園の入園、授業料免除、児童（扶養）手当、所得証明書の発行等）を受ける際に不利益をこうむる場合があります。
- 国民健康保険に加入している方は、保険税の軽減や高額療養費の支給等において不利益をこうむる場合があります。

申告が必要かどうかの判断は、「申告判断フローチャート」（申告書同封、南城市ホームページ掲載）を参考にしてください。

●申告に必要なもの

- 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証等）
 - 個人番号確認書類（マイナンバーカード、マイナンバー通知カード、マイナンバー記載のある住民票）
 - 令和5年中の収入・必要経費がわかるもの
 - 給与収入がある方は、給与所得の源泉徴収票（または給与明細、支払証明書等）
 - 公的年金収入がある方は、公的年金の源泉徴収票
 - 事業収入、不動産収入がある方は、収入と必要経費がわかる帳簿・領収書、固定資産税納税通知書（令和5年度分）等
 - 各種控除に必要な領収書、証明書等
 - 社会保険料控除：国民年金、国民健康保険税、介護保険料等の領収書や証明書等
 - 生命保険料・地震保険料控除：保険会社が発行する控除証明書
 - 医療費控除：医療費控除の明細書
 - 障害者控除：障害者手帳、療育手帳等（等級のわかるもの）
 - 寄付金控除：寄付金受領証明書等
 - 所得税の還付を受ける方は、本人口座がわかる通帳等
 - その他内容を確認する際に必要と思われるもの
- ※医療費控除については、医療費控除の明細書の提出が必要です。領収書の提出は不要ですが後日確認をする場合がありますので、ご自身で5年間保管してください。

●郵送による申告について

申告は郵送でも受付いたします。特に「収入の無い方」、「給与または年金収入のみの方」は、申告会場での混雑緩和のため郵送による申告にご協力をお願いします。申告書に必要な事項を記入し、上記の申告に必要なもの（源泉徴収票、各種控除証明書等）を同封し、南城市税務課まで郵送してください。

南城市ホームページにも掲載していますのでご参照ください。

- ※事業収入、不動産収入のある方は申告書裏面5また6の項目に記載するか、収支内訳書を作成し同封してください（領収書等は同封せず、ご自身で5年間保管してください。後日確認させていただくことがあります）。
- ※郵送された書類は原則返却しませんので、証明書等は写しを同封してください。
- ※記載不備、必要書類不足の場合は受付できず、返送することがあります。
- ※所得税の確定申告書は、税務署へ提出してください。

送付先：〒901-1495 南城市佐数字新里1870番地
南城市役所税務課（市民税係）

令和6年度申告の手引き

申告書(表面)の記入例

(令和5年1月1日から12月31日までの内容)

令和6年度 市民税・県民税 兼 国民健康保険税 申告書

(令和5年1月1日～令和5年12月31日までの所得)
南城市長 殿 令和 年 月 日 提出

職業・業種 勤務先	自営業・会社員	新里	受付印
〒901-1495 南城市佐数字新里1870番地	令和6年1月1日の住所 現住所と異なる場合は記入	生年月日 明・大 〇 平・令 38 年 12 月 5 日	
フリガナ ナンジョウ タロウ	電話番号 917-5328	世帯主 南城 太郎 続柄 本人	代理人署名
氏名 南城 太郎	電話番号 917-5328	世帯主 南城 太郎 続柄 本人	代理人署名
個人番号 I I I I I I I I I I I I I I I I	世帯主 南城 太郎 続柄 本人	代理人署名	続柄
個人番号 I I I I I I I I I I I I I I I I	世帯主 南城 太郎 続柄 本人	代理人署名	続柄

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

控除の種類	内 容	控 除 額																																							
社会保険料	国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金保険料などの控除	支払った金額																																							
小規模企業共済掛金	小規模企業共済掛金、心身障害者扶養共済掛金などの控除	支払った金額																																							
生命保険料	生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料などの控除	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>旧制度（一般・個人年金それぞれに適用）</th> <th>新制度（一般・個人年金・介護医療それぞれに適用）</th> </tr> <tr> <td>15,000円まで………全額</td> <td>12,000円まで………全額</td> </tr> <tr> <td>15,000円超～40,000円まで…保険料×1/2+7,500円</td> <td>12,000円超～32,000円まで…保険料×1/2+6,000円</td> </tr> <tr> <td>40,000円超～70,000円まで…保険料×1/4+17,500円</td> <td>32,000円超～56,000円まで…保険料×1/4+14,000円</td> </tr> <tr> <td>70,000円を超える場合……35,000円(限度額)</td> <td>56,000円を超える場合……28,000円(限度額)</td> </tr> <tr> <td>※一般・個人年金あわせて70,000円が限度。</td> <td>※一般・個人年金・介護医療あわせて70,000円が限度。</td> </tr> </table>	旧制度（一般・個人年金それぞれに適用）	新制度（一般・個人年金・介護医療それぞれに適用）	15,000円まで………全額	12,000円まで………全額	15,000円超～40,000円まで…保険料×1/2+7,500円	12,000円超～32,000円まで…保険料×1/2+6,000円	40,000円超～70,000円まで…保険料×1/4+17,500円	32,000円超～56,000円まで…保険料×1/4+14,000円	70,000円を超える場合……35,000円(限度額)	56,000円を超える場合……28,000円(限度額)	※一般・個人年金あわせて70,000円が限度。	※一般・個人年金・介護医療あわせて70,000円が限度。																											
旧制度（一般・個人年金それぞれに適用）	新制度（一般・個人年金・介護医療それぞれに適用）																																								
15,000円まで………全額	12,000円まで………全額																																								
15,000円超～40,000円まで…保険料×1/2+7,500円	12,000円超～32,000円まで…保険料×1/2+6,000円																																								
40,000円超～70,000円まで…保険料×1/4+17,500円	32,000円超～56,000円まで…保険料×1/4+14,000円																																								
70,000円を超える場合……35,000円(限度額)	56,000円を超える場合……28,000円(限度額)																																								
※一般・個人年金あわせて70,000円が限度。	※一般・個人年金・介護医療あわせて70,000円が限度。																																								
地震保険料	地震保険料、(旧)長期損害保険料の控除	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>(旧)長期損害保険料の控除額</th> <th>地震保険料の控除額</th> </tr> <tr> <td>5,000円まで………全額</td> <td rowspan="3">支払保険料×1/2(限度額25,000円)</td> </tr> <tr> <td>5,000円～15,000円まで…保険料×1/2+2,500円</td> </tr> <tr> <td>15,000円を超える場合…10,000円(限度額)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(旧)長期損害保険料と地震保険料の支払がある場合は両方の控除の合計額(限度額25,000円)</td> </tr> </table>	(旧)長期損害保険料の控除額	地震保険料の控除額	5,000円まで………全額	支払保険料×1/2(限度額25,000円)	5,000円～15,000円まで…保険料×1/2+2,500円	15,000円を超える場合…10,000円(限度額)	(旧)長期損害保険料と地震保険料の支払がある場合は両方の控除の合計額(限度額25,000円)																																
(旧)長期損害保険料の控除額	地震保険料の控除額																																								
5,000円まで………全額	支払保険料×1/2(限度額25,000円)																																								
5,000円～15,000円まで…保険料×1/2+2,500円																																									
15,000円を超える場合…10,000円(限度額)																																									
(旧)長期損害保険料と地震保険料の支払がある場合は両方の控除の合計額(限度額25,000円)																																									
寡婦	①夫と離婚した後婚姻しておらず、扶養親族がいる方で合計所得金額が500万円以下で事実婚状態でない方 ②夫と死別した後婚姻をしていない方で合計所得金額が500万円以下で事実婚状態でない方 ③夫と死別した後婚姻をしていない又は配偶者が生死不明の方で、合計所得500万円以下で、総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子がいる事実婚状態でない方	26万円																																							
ひとり親	あなたが学生又は生徒で、合計所得が75万円以下で、かつ勤労に基づく所得以外の所得が10万円以下の方	26万円																																							
障害者	あなたが学生又は生徒で、合計所得が75万円以下で、かつ勤労に基づく所得以外の所得が10万円以下の方 あなたが扶養親族等が障害者である場合の控除	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>特別障害</td> <td>身体障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳、療育手帳等の交付を受けている方でその等級が身体1・2級、精神1級、療育A1、A2の方</td> <td>30万円</td> </tr> <tr> <td>普通障害</td> <td>上記以外の等級の方</td> <td>53万円 (同居特別障害)</td> </tr> <tr> <td>普通障害</td> <td>上記以外の等級の方</td> <td>26万円</td> </tr> </table>	特別障害	身体障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳、療育手帳等の交付を受けている方でその等級が身体1・2級、精神1級、療育A1、A2の方	30万円	普通障害	上記以外の等級の方	53万円 (同居特別障害)	普通障害	上記以外の等級の方	26万円																														
特別障害	身体障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳、療育手帳等の交付を受けている方でその等級が身体1・2級、精神1級、療育A1、A2の方	30万円																																							
普通障害	上記以外の等級の方	53万円 (同居特別障害)																																							
普通障害	上記以外の等級の方	26万円																																							
配偶者	あなたと生計を一にする配偶者（内縁・専従者は除く）の前年の合計所得が48万円以下の場合に受けられる控除	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="4">あなたの合計所得金額</th> </tr> <tr> <td></td> <td>900万円以下</td> <td>900万円超 950万円以下</td> <td>950万円超 1000万円以下</td> </tr> <tr> <td>控除対象配偶者</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>老人配偶者(70歳以上)</td> <td>38万円</td> <td>26万円</td> <td>13万円</td> </tr> </table>	あなたの合計所得金額					900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1000万円以下	控除対象配偶者	33万円	22万円	11万円	老人配偶者(70歳以上)	38万円	26万円	13万円																							
あなたの合計所得金額																																									
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1000万円以下																																						
控除対象配偶者	33万円	22万円	11万円																																						
老人配偶者(70歳以上)	38万円	26万円	13万円																																						
配偶者別	あなたの合計所得が1,000万円以下で、あなたと生計を一にする配偶者（内縁・専従者は除く）の前年の合計所得が48万円を超える場合に受けられる控除	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th rowspan="2">配偶者の合計所得金額</th> <th colspan="3">申告者の合計所得金額</th> </tr> <tr> <th>900万円以下</th> <th>900万円超 950万円以下</th> <th>950万円超 1,000万円以下</th> </tr> <tr> <td>48万円超 100万円以下</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>100万円超 105万円以下</td> <td>31万円</td> <td>21万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>105万円超 110万円以下</td> <td>26万円</td> <td>18万円</td> <td>9万円</td> </tr> <tr> <td>110万円超 115万円以下</td> <td>21万円</td> <td>14万円</td> <td>7万円</td> </tr> <tr> <td>115万円超 120万円以下</td> <td>16万円</td> <td>11万円</td> <td>6万円</td> </tr> <tr> <td>120万円超 125万円以下</td> <td>11万円</td> <td>8万円</td> <td>4万円</td> </tr> <tr> <td>125万円超 130万円以下</td> <td>6万円</td> <td>4万円</td> <td>2万円</td> </tr> <tr> <td>130万円超 133万円以下</td> <td>3万円</td> <td>2万円</td> <td>1万円</td> </tr> </table>	配偶者の合計所得金額	申告者の合計所得金額			900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	48万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円	130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円
配偶者の合計所得金額	申告者の合計所得金額																																								
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下																																						
48万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円																																						
100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円																																						
105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円																																						
110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円																																						
115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円																																						
120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円																																						
125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円																																						
130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円																																						
扶養	あなたと生計を一にする扶養親族の前年の合計所得が48万円以下の場合に受けられる控除。16歳未満は控除対象ではありませんが、非課税の判定等において扶養親族として扱われます。	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>区 分</th> <th>対 象 者</th> <th>控 除 額</th> </tr> <tr> <td>特定扶養</td> <td>年齢が19歳から23歳未満の扶養親族</td> <td>45万円</td> </tr> <tr> <td>老人扶養</td> <td>年齢が70歳以上の扶養親族</td> <td>38万円</td> </tr> <tr> <td>同居老親等</td> <td>老人扶養のうちあなたが配偶者の直系尊属で、あなたが配偶者のいずれかと同居している場合</td> <td>45万円</td> </tr> <tr> <td>一般扶養</td> <td>年齢が16歳以上で上記以外の扶養親族</td> <td>33万円</td> </tr> </table>	区 分	対 象 者	控 除 額	特定扶養	年齢が19歳から23歳未満の扶養親族	45万円	老人扶養	年齢が70歳以上の扶養親族	38万円	同居老親等	老人扶養のうちあなたが配偶者の直系尊属で、あなたが配偶者のいずれかと同居している場合	45万円	一般扶養	年齢が16歳以上で上記以外の扶養親族	33万円																								
区 分	対 象 者	控 除 額																																							
特定扶養	年齢が19歳から23歳未満の扶養親族	45万円																																							
老人扶養	年齢が70歳以上の扶養親族	38万円																																							
同居老親等	老人扶養のうちあなたが配偶者の直系尊属で、あなたが配偶者のいずれかと同居している場合	45万円																																							
一般扶養	年齢が16歳以上で上記以外の扶養親族	33万円																																							
基礎	合計所得金額に応じて適用される控除	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>合計所得金額</th> <th>控除額</th> </tr> <tr> <td>2,400万円以下</td> <td>43万円</td> </tr> <tr> <td>2,400万円超 2,450万円以下</td> <td>29万円</td> </tr> <tr> <td>2,450万円超 2,500万円以下</td> <td>15万円</td> </tr> <tr> <td>2,500万円超</td> <td>適用なし</td> </tr> </table>	合計所得金額	控除額	2,400万円以下	43万円	2,400万円超 2,450万円以下	29万円	2,450万円超 2,500万円以下	15万円	2,500万円超	適用なし																													
合計所得金額	控除額																																								
2,400万円以下	43万円																																								
2,400万円超 2,450万円以下	29万円																																								
2,450万円超 2,500万円以下	15万円																																								
2,500万円超	適用なし																																								

セルフメディケーション税制による医療費控除の特例を選択する場合は、「医療費控除」の「区分」欄に「1」と記入してください。

※申告期限間近は、大変混み合います。申告は早めに済ませましょう。

(裏面へ続く)

●所得から差し引かれる金額について(続き)

控除の種類	内 容	控 除 額
雑 損	災害、盗難、横領により住宅や家財などに損害を受けた場合の控除	次のいずれが多い方の金額 ①損害金額－保険金等で補填された金額－総所得金額×10% ②災害関連支出金額－5万円
医 療 費	次のいずれか一方のみ選択 ①医療費控除：あなたや生計を一にする親族のために支払った医療費がある場合の控除 ②セルフメディケーション税制：あなたや生計を一にする親族のために支払ったスイッチOTC医薬品を購入した場合の控除	①支払った医療費－保険金等で補填される金額－(10万円または総所得金額の5%のいずれか少ない方の金額) ※控除限度額 200万円 ②(支払った医薬品購入費－保険金等で補填される金額)－12,000円 ※控除限度額 88,000円

●収入に係る内訳等の記入について

令和5年中の収入、必要経費、所得等について、該当する項目を記入してください。

- ・収入金額・・・令和5年中に収入が確定した金額
- ・必要経費・・・収入を得るために支出した費用(生活費等は除く)
- ・所得金額・・・収入金額から必要経費を引いた金額

(給与収入の場合) 給与収入－給与所得控除＝給与所得
(公的年金収入の場合) 公的年金収入－公的年金所得控除＝雑所得
※記入した収入金額、所得金額については、表面の該当箇所転記してください。

○事業収入や副業等による雑収入があった方…**申告書裏面5および内訳**を記入してください。

(事業収入：販売業、飲食業、建設業、農業、漁業、外交員等に係る収入 など)
(副業収入：原稿料、講演料、事業規模ではない僅少な収入 など)
※記帳・帳簿書類の保存がない場合や収入金額が僅少など事業所得と認められる事実がない場合、その所得が「雑所得」に該当するものとして申告受付する場合があります。

○不動産収入があった方…**申告書裏面6および内訳**を記入してください。
(地代、家賃、土地や家屋の権利金、船舶の貸付料等による収入)

○給与収入があった方…勤務先から交付される源泉徴収票や給与支払証明書を添付してください。源泉徴収票等が無い場合は、勤務先から**申告書裏面7**に収入状況を記入してもらってください(社印必須)。

○その他雑収入(公的年金以外)があった方…**申告書裏面8**に記入してください。
(生命保険の年金等他の所得に当てはまらない収入)

○総合譲渡、一時所得があった方…**申告書裏面9**に記入してください。
総合譲渡所得(土地建物、株式等以外の資産の譲渡により生じる所得)
一時所得(賞金、生命保険の満期返戻金などによる所得)

●所得金額調整控除について

次に該当する場合は、給与所得から所得金額調整控除が控除されます。

- 給与等の収入金額が850万円を超え、次のアからウのいずれかに該当する場合
ア 本人が特別障害者に該当する イ 年齢23歳未満の扶養親族がいる
ウ 特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族がいる
所得金額調整控除＝(給与等の収入金額(1,000万円を超える場合1,000万円)－850万円)×10%
- 給与所得控除後の給与等の金額および公的年金等に係る雑所得の金額があり、その合計額が10万円を超える場合
所得金額調整控除＝(給与所得控除後の給与等の金額(10万円を超える場合は10万円)＋公的年金等に係る雑所得の金額(10万円を超える場合は10万円))－10万円
※(1)に該当する場合は、申告書裏面13に記入してください。

申告書(裏面)の記入例

(令和5年1月1日から12月31日までの内容)

5 事業(営業・農業・漁業等)雑(業務)所得に関する事項(1月1日～12月31日まで) ※給与・賃金の内訳 記載できない場合は別途資料を作成し添付してください

所在地	所得の種類	営・農・雑業	
名 称	帳簿記載	有・無	
業種名	領収書確認	有・無	
農 業 (ととうきび)			
科 目	金額(円)	科 目	金額(円)
売上(収入)金額①	1,300,000	給与・賃金キ	400,000
家事消費③		外注工賃ク	
その他の収入④		地代・家賃ケ	
小計(①+②+③+④)⑤	1,300,000	減価償却費コ	
期首商品棚卸高⑥		租税公課サ	4,000
仕入金額・原価⑦		水道光熱費シ	
小計(⑥+⑦)⑧		旅費交通費ス	
期末商品棚卸高⑨		通信費セ	
差引原価(⑧-⑨)⑩		修繕費ソ	30,000
種 苗 費ア		消耗品費タ	120,000
肥料・飼料費イ	140,000	雑 費チ	40,000
農 具 費ウ	40,000		
農薬衛生費エ	10,000		
委託料オ	50,000		
資 材カ		経費計(ア～ナ)⑪	834,000
総経費(⑩+⑪)A			834,000
専 従 者 控 除 額 B			
所得金額(⑤-A-B)			466,000

※事業上の経費が生活費と一緒になるもの(電気・水道・電話・ガソリン代など)については、事業分だけが経費になりますのであな分して下さい。(生活費は含まれません)

6 不動産所得に関する事項(1月1日～12月31日まで)

種 類	件数	月 額(円)	月数	年 額(円)	必 要 経 費(円)
家 賃					地 代
地 代	1	50,000	12	600,000	給料・賃金
駐 車 場					減価償却費
					租税公課
					手数料
不動産収入の合計①				600,000(円)	
物件の名称	○△タクシー				
物件の住所	南城市佐敷○○○番地				
					必要経費計②
					専従者控除③
					所得金額(①-②-③)
					500,000

7 給与所得の内訳 (1月1日～12月31日までの支給金額)

雇用主の発行する源泉徴収票や給与証明書等の無い方は、下記へ雇用主から証明してもらってください。なお、勤務先が一定でない場合は日給及び勤務日数を記入して下さい。

月	日給(円)	日数	月 額(円)	月	日給(円)	日数	月 額(円)
1			100,000	9			100,000
2			100,000	10			100,000
3			100,000	11			100,000
4			100,000	12			100,000
5			100,000				賞 与 等
6			100,000				計
7			100,000				1,200,000
8			100,000				社会保険料

勤務先 (有)海山商事 電話 〇〇〇-〇〇〇〇
住 所 那覇市泉崎○○番地

8 その他雑所得(公的年金等以外)に関する事項

種 目	所得の生ずる場所	収入金額(円)	必要経費(円)

9 総合譲渡・一時所得に関する事項

譲渡	収入金額①	必要経費②	特別控除③	所得金額(①-②-③)
短期				ア
長期				イ
一時				ウ
	ア+((イ+ウ)×1/2)			

10 配当割額又は株式等譲渡所得割額に関する事項

特定配当等に係る所得金額、特定株式等譲渡所得金額を総所得金額に含め、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は、下の各欄に配当割額及び株式等譲渡所得割額を書き入れてください。

配 当 割 額 控 除 額	円
株式等譲渡所得割額控除額	円

11 寄附金に関する事項

都道府県、市区町村分(特例控除対象)	円	条 例 指定分	都道府県	円
那覇市			那覇市	

12 前年中に収入がなかった人 該当するものに○をつけ、必要事項を記入してください。

収入がなかった理由	学 校 名	学 年	年
1.学生()			
2.病気・入院			
3.住送り・援助(月額 円・年額 円)			
4.遺族年金・障害年金・老齢福祉年金・扶助料 雇用保険・預貯金・生活保護 その他()			
5.その他の方(昨年の状況を詳しくお書きください)			

13 所得金額調整控除に関する事項

氏 名	続 柄	明・大 病・令	特別障害者に 該当する場合	総 度	別居の場合 の住所
個人番号					

給与と所得の速算表

給与等の収入額の合計額	から	まで	給与所得の金額
			0円
	550,999円	まで	給与等の収入額の合計額から550,000円を控除した額
551,000円	1,618,999円		1069,000円
1,619,000円	1,619,999円		1,070,000円
1,620,000円	1,621,999円		1,072,000円
1,622,000円	1,623,999円		1,074,000円
1,624,000円	1,627,999円		給与等の収入額の合計額を4で割って、千円未満の端数を切り捨ててください(算出額：A)
1,628,000円	1,799,999円		A×2.4+100,000円
1,800,000円	3,599,999円		A×2.8-80,000円
3,600,000円	6,599,999円		A×3.2-440,000円
6,600,000円	9,999,999円		収入金額×0.9-1,100,000円
	10,000,000円	以上	収入金額-1,950,000円

●公的年金等に係る雑所得速算表

年齢区分	公的年金等の収入金(A)	雑所得の金額
65歳未満	60万円以下	0円
	60万円超～130万円未満	(A)-600,000
	130万円超～410万円未満	(A)×0.75-275,000
65歳以上	110万円以下	0円
	110万円超～330万円未満	(A)-1,100,000
	330万円超～410万円未満	(A)×0.75-275,000

※公的年金等以外の所得が1,000万円以下の場合。
●事業所得、不動産所得がある方は下記の例を参考に内訳を記入してください。
家事と事業の両方に関りがある費用(家事関連費)については、使用面積或使用時間等事業に直接必要であったことが明らかに区分できる基準によって按分します。

収 入	売上(収入)金額	令和5年中の売上(収入)金額(未収分含む)
	家事消費	商品などを家事のために消費、贈与した場合の通常の販売価額
	その他の収入	空箱の売却金額やリベートなどの収入、事業に対する給付金等
原 価	期首商品棚卸高	令和5年1月1日現在の商品、製品等の在庫の金額
	仕入金額・原価	令和5年中の仕入の金額。
	期末商品棚卸高	令和5年12月31日現在の商品、製品等の在庫の金額
必 要	給 与 ・ 賃 金	従業員(専従者除く)に支払った給与、賞与等の合計額 ※専従者控除について 生計を一にしている配偶者やその他の15歳以上の親族がその年を通じて6カ月を超える期間専ら従事している場合事業専従者一人につき次のいずれか少ない金額を必要経費とみなす。 ①50万円(配偶者の場合は86万円) ②(事業所得+不動産所得+山林所得)÷(事業専従者の数+1)
	外 注 工 賃	修理加工などで外部に注文して支払った場合の加工賃等
	地 代 ・ 家 賃	事業用に土地や建物を賃借して支払った地代や家賃
経 費	減 価 償 却 費	建物、機械、車両等事業に必要な減価償却資産の耐用年数を基に算出した金額
	租 税 公 課	事業税、固定資産税、自動車税、印紙税等の税金や商工会等の組合費
	水 道 光 熱 費	事業用として支払った水道料金、電気料金、ガス料金など
	旅 費 交 通 費	事業のためにかかった宿泊費等の旅費や交通費
	通 信 費	事業のために使用した電話料や切手代、インターネット使用料等
	修 繕 費	事業用の建物、機械、器具等の修理費用
	消 耗 品 費	事業のために使用した事務用品費やガソリン代等
	雑 費	事業のために要した費用で他の経費に当てはまらない経費

○収入がなかった方……………12の該当する箇所を記入して下さい。扶養されていた方は、扶養している人の「氏名」「続柄」「住所」を記入して下さい。

申告期限 令和6年3月15日(金)
※申告の受付場所、日時等は同封の申告受付日程表で確認して下さい。

申告についての問い合わせは
南城市 税務課 市民税係 Tel917-5328